

入札監理小委員会
第527回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第527回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年11月28日（水）16：45～17：42

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○中国若手行政官等長期育成支援事業（平成31年度開始）

（外務省）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、辻専門委員、川澤専門委員

（外務省）

アジア大洋州局 中国・モンゴル第一課 井川原地域調整官

アジア大洋州局 中国・モンゴル第一課 東海林調査員

アジア大洋州局 中国・モンゴル第一課 小松主査

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第527回入札監理小委員会を開催します。本日は中国若手行政官等長期育成支援事業の実施要項案の審議を行います。初めに中国若手行政官等長期育成支援事業の実施要項案について、外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第一課、井川原地域調整官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○井川原地域調整官 わかりました。ただいまご紹介にあずかりました井川原です。今日はよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、中国若手行政官等長期育成支援事業についてご説明いたします。初めに資料A-3のパワポ資料をごらんになっていただければと思います。この事業内容をかいつまんでご説明申し上げますが、ここに書いてありますとおり、これは平成24年度から開始しておりますが、それ以前はODAとして約10年間実施してきました事業でございます。来年度の受入人数は27名で、今年度と同じ人数になっております。対象者は中国の中央・地方政府等において勤務経験が3年以上、40歳以下の優秀な若手行政官を日本の大学に留学せしめるということです。その対象分野は法律、公共政策、国際関係等でございます。

今の資料の2ページをごらんになっていただければと思いますが、中国の若手行政官を日本に呼ぶこの事業は4年間にわたって実施しております。1年目は受け入れの準備・調整等でございます。原則として日本での留学期間を2年としておりますので、2年目、3年目は留学生の我が国における受け入れに係る事業内容となっております。4年目はその後のフォローアップということで、帰国後の同窓会開催等々も含めて実施する内容となっております。

それでは、資料A-2の平成31年度中国若手行政官等長期育成支援事業の民間競争入札実施要項をごらんになっていただければと思います。3/107ページをごらんになっていただいて、先ほど申し上げたところが2の(1)の対象公共サービスの詳細な内容の中身に入っております。ここで赤字で「等」となっておりますが、これは本来であれば修士課程2年なんですけれども、対象者もしくはそのコースによっては1年で終わる若手行政官がいるものですから、1年で終わる場合には研究生として扱う。それから修士課程を終えて来ている人もいらっしゃいますので、そういう方は博士課程にということで、少し幅を広げる意味で「等」を入れました。あとは先ほど申し上げたところです。

次ページに移っていただければと思います。この対象業務の目的及び目標なんです、4/107ページの第2パラグラフは、我が国としてはこの事業を実施することによりま

して中国政府内に親日派・知日派を育成すること、それから日中両国間の政府レベルでの相互理解の増進に寄与することを目的にしております。

次のパラグラフにつきましては、今年度から事業実施要項に記入いたしました。これは前回の、民間事業者における目的のポイントもしっかり記入したほうがいいのではないかという皆様方のご指摘を受けまして今年度から入っているものでございますが、日本政府が掲げる目標達成に向けて、中国の若手行政官等が学位の取得のみならず、語学・日本の文化・経済・社会等をより深く理解することができるプログラムを企画・運営することを目的とするということで、こういう２段階に分けた目的を明記しております。

ウをごらんいただければと思うんですが、対象業務の内容としましては、先ほど申し上げたとおりこの業務は４年にわたるものでございまして、平成３１年４月から平成３５年３月の４年間でございます。留学期間は平成３２年９月から原則２年間となっております。対象者は２７名で、本事業における意思決定機関は在中国日本国大使館及び中華人民共和国の商務部、この両国の機構から構成される現地運営委員会としております。各年度の業務概要は、先ほど申し上げたとおり入る前の準備、それから２年間の滞在における業務内容、そして帰国後のフォローアップとしてこのようにブレイクダウンしております。

(オ)に移りますが、成果物としまして、業務が終了した後に外務省に速やかにこの報告書を提出することになっております。それから、会計報告書も作成するというところでございます。

必要となる実施体制ですが、本事業を行う主体者は、下に黒い四角がございまして、中国政府及び中国政府関係機関と協力して事業を行うことができる能力を有している、または中国から本事業に類似する留学生受入事業等を実施した経験があることを必須条件としております。これも以前ご指摘を受けまして、以前はこの両方をともに満たしている必要があったんですが、この条件を緩和する意味で今年度、前回の入札からこのいずれかを満たすということで変更しております。

次のページですが、本事業を遂行する上での体制を構築する必要があるんですが、３名の本事業の遂行者がかなめとなるということで置いております。総括担当、副総括担当、現地連絡調整担当ですが、ここに書いてあるように、これも今年度分から条件を緩和し、参入しやすくしております。その１つは（Ｃ）の１）の総括担当ですけれども、本事業における総括を担当する者ですが、この事業や他国の動向を踏まえて適切なアドバイスを行うようにするために、過去にいずれかの国からの留学生受入事業において事業管理者とし

て事業にかかわった経験を有していることとなっておりますが、以前はこの経験を1年以上としておりましたが、ここも緩和という意味で1年以上というものを削除しております。

あと、時間の関係もございますので、次はサービスの質の設定、7ページ、このあたりは必須審査の対象項目が明記されております。

このところは昨年からと同じ内容でございます。8ページの上にあります。本プログラムに関するアンケートを実施することになっておりますが、例えば80%以上の回収率、それから満足度が80%以上であることを確保することによって質の確保、またそれを評価する上での材料をしっかりと確保するとしております。

9ページの入札に参加する者に必要な資格に関する事項でございますが、これも(1)、(2)、(3)、(4)、(5)は従来からのもので変更はございません。1つだけ入札参加グループで入札ができることになっておまして、ここで注意事項として、単独でこの対象業務の入札を行えないものも、適正に業務を遂行できる入札参加グループをもって参加することができるという形をとっております。その場合はそのグループを形成した、その中の構成員は当然ながら単独では別途入札を図ることはできませんし、またほかのグループに入ることもできないという規制は設けておりますが、入札参加グループでの入札ということも設けてこの範囲の緩和を図っております。

10ページをごらんになっていただければと思うんですが、5の入札に参加する者の募集に関する事項でございますが、ここで我々としましても今回もう少し改善の余地はないかということで、1つ措置をとりました。①の入札公告から④の入札書類提出期限まで、いわゆる公示期間ですけれども、今年度は37日間ございましたものを44日間に広げております。これは、入札説明会には来て入札には至らなかった団体・組織に対してヒアリングをしたところ、この期間がもう少し長くなれば入札を前向きに検討できたという声があったものですから、44日間に広げております。ちなみに今年度が37日間、前年度が24日間、その前が23日間と、できるだけこの期間を広げるようにいたしております。

次はほぼこれまでと同じでございます。

15分間ですので、14/107ページをめくっていただければと思います。7でございますが、対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項ということで、過去の実績を入れるべしというこれまでのご指摘を受けまして、こういった過去の実績を情報開示として入れるようにしておりました。これは今年度から入れているところでございます。これも当然ながら来年度の分についても継続していく予定でございます。

ます。

19/107ページまでは、これまでのほかの入札とほぼ同じ内容になると思いますので飛ばさせていただきます。20/107ページの10、損害賠償に係る業者が負うところの責任について、これも変更はございませんけれども、明記しております。

21/107ページをごらんいただきたいんですが、対象公共サービスに係る第7条第8項に関する評価に関する事項ですけれども、総務大臣が行う評価の時期を平成34年5月と予定しております。それを踏まえて、当該業務の実施状況については平成34年3月31日時点における状況を調査することにいたしております。それは先ほど申し上げた2の(1)、ウ、(オ)の民間事業者から提出される報告書をもとに実施状況の報告等を行うことになっております。

評価委員会につきまして、ほんとうに最後になりますが、21/107ページから23/107ページ、評価委員会につきましては外務省の中国・モンゴル第一課長及びほかの課の事務官以外に、日中友好協会の事務局長の方に入ってくださいなどして客観性の評価を求めるようにしております。

以上、15分間ということで、私からの簡単な説明ではございますが、終わらせていただきます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項案についてご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。資料A-2、実施要項の5/107ページです。上から2行目に留学生に対するモニタリング・突発事態対応という記載がございます。このモニタリング・突発事態対応の内容なんですけれども、この部分を具体化した記載はこの実施要項にはあるのでしょうか。

○井川原地域調整官 39/107ページの8、留学生に対するモニタリング・突発事態対応ということで、(1)、(2)として明記しております。帰国するまでの間に定期的に全留学生に対するモニタリングを実施、それから状況把握に努める。その結果は受託機関内で速やかに共有した後に、関係機関から照会があった際には速やかに提出すること。それから(2)にあります。突発事態が発生した場合には24時間365日の対応をしっかりと行うということでございます。あと、84/107ページをごらんになっていただければと思うんですが、2年目のこの事業のフロー及びその実施者、それから内容につきまして書いておりますけれども、下のほうに留学生とのモニタリングと書いております。3

カ月に1回留学生とモニタリング面談を実施すると、ここで記載しております。

○辻専門委員 ありがとうございます。今の留学生の状況把握に努めるという記載があつて、それから84/107ページに一、二行書いてございますけれども、おそらく個人情報の問題と何か問題がある可能性があるんですが、もうちょっと詳しく、実際にこういう成果物を今までつくっていて、こういうものを期待しているというものを書くことは可能でしょうか。つまり受託者としてどこまでモニタリングなるものを実施して、どういう報告書が求められているのか、どの程度の詳細な報告書が求められているのかというのが現状ではちょっとわかりにくいかなという印象を持ちます。

○井川原地域調整官 過去の事例として。

○辻専門委員 そうですね。

○井川原地域調整官 例示として提出する。

○辻専門委員 ええ。例えば今までの事象ではこういう事件があつて、こういう対応を求められたみたいなものを載せることは可能でしょうか。

○井川原地域調整官 説明会のときに説明したいと思います。補足ですが、これまで大きな緊急事態等はありませんで、1件だけ、宿を借りていたところを終わる際にサポートをしたことぐらいでございまして、これまでも説明会でそのところは補足いたしました。今辻専門委員からのご指摘を受けまして、そこをしっかりと意識してご説明するよういたします。

○辻専門委員 ちなみに、この24時間365日の対応とございますけれども、これは具体的にはおそらく、例えばずっと待機している方の携帯電話の番号とかも留学生の方に渡すというところまで求めていらっしゃるのでしょうか。それとも留守番電話で受けてオーケーとか、この24時間というのはどの程度厳密に求めていらっしゃるのでしょうか。

○井川原地域調整官 その厳密の度合いはここでは詳細に記載できていませんが、おっしゃるとおり内容によると思うんです。この事業の主体者の方々は、留学生で来訪されているお一人お一人に担当の方、緊急連絡先を教えてくださいまして、何か困ったことがあったらその度合いに関係なく連絡してくださいということになっておりますので、そのことを尊重しながらやらせていただこうかなとは思っておりますが。

○辻専門委員 やはり携帯電話を24時間持ち歩いて対応する必要があるということなんでしょうか。

○井川原地域調整官 そこは常識というのはあれですが、寝るときにこれを持っていなさ

いということまでは求めるつもりはございませんが、今はご存じのとおり電話もあればLINEもございますので、もし何か緊急事態があればLINEでとかメールでもしてくださいということで、そこはこの事業者の入札を試みようという方々が過度に心配されないように配慮してご説明をしていきたいと思っております。

○辻専門委員 わかりました。もう1点、すみません。この満足度のアンケートはたしか80%以上の満足度と伺っておりますけれども、90/107ページにアンケートの案がございます。これを拝見していくと、2番目の受入研究科についてというところが目についたんですが、これを拝見すると、おそらく大学から受けるサービスのことが書かれているように見受けられます。そうすると、今回受託なさる業者からすると大学における教育内容はおそらくコントロールできないと思いますので、大学が提供するサービスについて受託者の方の評価項目に入れるのはちょっと酷かなという気もするんですが、このあたりはいかがでしょうか。

○井川原地域調整官 これは、この事業を実施するに当たって、この事業を目的とするためにこの受入期間のところで、これまでの実績では5段階ではほぼ5とか、最低でも4とか、たまに3があっても基本的に4か5なんですけど、こういうことを辛辣には申し上げたくないんですが、何らかの問題があった場合にそれを掌握したいなど。それでもって入札者に対してとがめるということは全くなくて、我々がこれを進めていく上において、大学の専攻とか研究機関の選択とかいったときに、事業をなされる方と我々がいろいろ協力しながらいく過程での1つの材料としていきたいなという要素もございます。

○辻専門委員 つまり大学が提供するサービスがあまりよくなかった場合であったとしても、それは事業者に対する評価ではなくて。

○井川原地域調整官 ではなくて。

○辻専門委員 なるほど。でしたらそのあたりを明確に、大学が提供するサービスについても外務省は把握したいんですけれども、とはいえ受託者の評価には使いませんということを書いていただけるとわかりやすいかもしれません。

○井川原地域調整官 わかりました。

○辻専門委員 私からは結構でございます。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございました。10/107ページで今回スケジュールを、公告期間を延ばしてヒアリングの要望に応じていただいたと伺いました。毎年度実施されている事業なので、公告期間を延ばすだけではなくて、公告時期をもっと前倒しに

するとより参加できる者が増えるのではないかと思います。つまり、どの受託者の方も、3月末は受託している事業の締めで4月から開始する事業が多いと思いますので、もう少し期中というか年度前半、もしくは半ばぐらいに公告をすれば関心を持って、余裕を持って提案できる事業者の方もいらっしゃると思いますので、ご検討いただければと思います。まずそれが1点です。

○井川原地域調整官 わかりました。

○川澤専門委員 続いて37/107ページですけれども、3に留学生の募集選考・大学への出願とありまして、留学生の募集選考なんですけれども、これを読めば留学生を受託者が募集して選考するというよりは、現地の運営委員会が募集選考する業務を支援するというか、お手伝いする形ですよ。もしそうであるならば、きちんと前段の、募集選考ではなくて留学生の募集選考の支援とか、おそらく決められたことを支援するのとみずからが募集選考するのはかなり業務の負担というか難易度が違うと思いますので、そこは言葉を見直していただけると事業の中身がよりわかりやすいのかなと思いました。

○井川原地域調整官 わかりました。

○川澤専門委員 最後に1点なんです、101/107ページに各年度の経費が記載されているんですが、先ほど資料A-3でご説明いただきましたとおり、4カ年の事業を毎年度発注されているので、ある意味、例えば資料A-3の右下の事業期間のイメージを拝見しますと、平成27年度は4つのプロジェクトが動いている。毎年4つのプロジェクトが動いている形で、経費の精算がプロジェクト間で重複してくる部分があると思うんです。例えば1回渡航して、平成24年度開始事業について打ち合わせをして、平成25年度開始事業の打ち合わせをしてという形で、効率的に実施しようと思えば1つの渡航で複数の案件を調整すればいいと思うんです。そこは業務の効率化という意味では重要だと思うんですけれども、他方で経費をどのように区分するのかという問題もあると思うんですけれども、そのあたりはどのように区分されていらっしゃるのでしょうか。

○井川原地域調整官 まず最後のご質問につきましては、おっしゃるとおり経費の節約とありますが、そういった観点から考えていただきたいと言うことは可能なんですけれども、他方、それで圧迫感をつくり過ぎてはよくないのかなという感じもございます。今、各年度のものが例えば複数者にわたって行われる場合に、事業者は協力してやってください、そして経費の観点からも考慮していただければということ、主体者が違いますと、より申し上げづらくなると思うんです。今重なっておりますので、重なっている部分につき

ましては、我々側からそうしてくださいとあまり言えないんですけれども、彼ら自身もそこは節約をしながらやっていると我々は理解しています。ただ、それをもう一度相談すべきか否かも含めて考えなければいけないかなと思いますが、すみません、答えが少し。

○川澤専門委員 いえ、おそらく事業者の方はいろいろ効率化を図っていると思うんですが、単純な話、例えば航空券とかも、平成24年度開始事業の件で渡航したんだけど、そのときに、平成25年度の件についても打ち合わせをしているというときに、どっちに渡航費をつけるのかとか、ダブルで渡航費を計上していれば二重計上になってしまうんですが、そのあたりをどのように。

○井川原地域調整官 実績で、我々に請求が来て出すことになっていきますので。ですから、1つの航空券で2つの業務を行った場合にはどちらかで、彼ら自身がそれを二重に加算して我々に要請することはできないことになっておりますから、そこは大丈夫です。証拠書類も全部添付することになっておりますので。

○川澤専門委員 そうすると難しいのは、各年度の経費がいわゆる複数年度の事業の効率化の上に成り立っている経費なので、予定価格をつくるときに、新規の方が入ってきて、過年度の経費で予定価格をつくとそれよりも上回る可能性が大にあると思うんです。ですのでその意味では、もちろん過年度の経費をもとに予定価格を積算されるんだと思うんですけれども、全く新規の事業者が実際にこの4年間を初めてやったときに幾らかかるのかということでご検討いただかないと、おそらく予定価格の超過が大いに考えられるのかなと思いました。すみません、長くなりましたが以上です。

○井川原地域調整官 わかりました。ご指摘いただきましてありがとうございます。

○浅羽副主査 よろしいですか。すみません、ご説明ありがとうございました。今の点でもう一步踏み込んでお聞きしたいんですけれども、調整官がおっしゃったように複数事業者がもしも違う年度のものをとった場合ですけれども、やはりコスト的には高くなってしまっておそれがあるのではないかなと思うんです。つまり先ほどのケースだと、もちろん不正はないという前提で話をさせていただきますので、1つの航空券で2つの仕事、あるいは極端に言えば4年分、事前から事後のものも含めて打ち合わせ等ができる可能性があるところを、仮に4事業者、全部違う年度のものが入ることになったら4倍かかる可能性もあって、果たしてそれは競争になるのかなど。それともそうではなくて、そこは経費の中ではマイナーな部分であって、実際は大したことないんだと。それよりももっと別のところで競争性が十分発揮できる余地があるから、そういうことがあったとしてもそれは業者間

で協調すればするでいいし、あるいはそこは引き継ぎをちゃんとやる等も含めて、でも、多少かかっても別のところで勝負できるのか、その点を教えていただければと思います。

○井川原地域調整官 ご指摘の点ありがとうございます。今の一般競争入札形式、移行させていただきましたけれども、それまでは企画競争でございました。今のこの評価の計算方式を用いて我々は評価するんですが、この計算方式はこの競争入札の定型化といいますか、代表的な計算方式と伺っていますが、それでやりますと価格の比重は実はそれほど高くはなくて、企画の内容のほうが主になっております。具体的に何十何パーセント対何十何パーセントと言えませんが、価格の比重がそれほど、今おっしゃったようなご意見、ご心配されるのは私もよくわかるんですが、それほど高くない。価格の競争での評価の競争の度合いはかなり抑えている計算式になっておりまして、それでかなりカバーできているのかなと思います。もう一度私も精査しなければいけません、やっぱりかなり違うので、そういった計算式でそういうようなことはある程度拭い去ることができるのかなとは認識しておりますけれども。

○浅羽副主査 実際に複数応札まではいっておりませんので、どういうパターンがあったかお聞きできないのは残念ですが、今のお話を聞いていて半分、ああそうかと。この事業をきちんと遂行することが大事なんだなということはずごくよく理解できました。

ただもう一点として、落札率の関係で予定価を超えてしまったら、そもそも総合評価に入れないのではないかと。これは過去の落札率とのバランス、あるいは今後どうなるかはもちろんわからないんですけども。

○井川原地域調整官 わからないです。

○浅羽副主査 もしかかなりぎりぎりのところで予定価を設定されると、ぎりぎりというのは従来の経費でですね。そうすると新規の事業者が、仮にいい内容であっても、そもそもその評価をする以前のところで落ちてしまう危険もあるのではないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。仮定の話積み重ねておりますので、お答えになるのは大変かと思いますが。

○井川原地域調整官 すみません、おっしゃるとおり仮定の話なので、私も確たることはなかなか申し上げづらいんですが、他方でこれまで、この事業も含めてですが、違う交流事業で経験を有する団体も幾つかございます。そういったところは彼ら自身のノウハウを持っておりますし、経験もございますので、一概に、例えば今やっている主体団体以外が、全く隔絶した条件の格差があるということではなくて、それぞれの違うプログラムで経験

を有しているところがございますので、彼らは彼ら自身の経験とネットワークとか、いろいろな出張の、これまで頻度とかもございますけれども、そういったものを総合的に勘案すると、今の予算枠内、限定額の中でいけるかいけないか彼らはまた考えると思うんですね。

その額がどれだけ妥当かというのは、申しわけないんですが、私自身も全体的なものとして今評価できるわけではないんですが、他方でそういった事業体もございますので、そういったものを勘案しますと、例えばそれが非常にハードルが高過ぎるということになるか否かというのは、そこまでほかの事業体は不可能だということにはならないのかなと期待はしております。そういった意味で、説明会のときにも懇切丁寧に説明しながら、無理なプレッシャーもしくは過度な負担がないような形でできればと考えております。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 では、何点か教えてください。資料A-2の4/107ページですけれども、ここで非常に珍しい記載として、本事業における意思決定機関ということで現地運営委員会が意思決定しますと書いてあるんですが、何を決定するかというところはどこを見ればいいですか。通常、事業を委託するときは、その事業の意思の決定は受託事業者がすると思うんですが、それを前提とした上での何かを決定するのが運営委員会だとすると、何を決定するのかを書かれたほうがいいように思います。

○井川原地域調整官 この意思決定機関が何を決定するかということですね。

○尾花主査 そうです。受託事業者が何かを決定して事業をするという仕組みの事業かと思うんですが、それに重ねて現地運営委員会が何かを決定するわけで、そこが何を決定するかを明記されたほうがよりわかりやすくなるのではないかと思います。

それとの関係で気づいた点で言いますと、おそらく実施方針というんですか、それを決めるのではないかと考えたのですが、それは入札者が提案して決めて、決まったものに従って受託事業者が事業を行うという仕組みの事業ではないかと推測したんですが、それでよろしいでしょうか。

○井川原地域調整官 そうですね。そういった方針をこの意思決定機関で決めて、それに基づいて具体的な受託事業内容があるということになると思います。

○尾花主査 ですので、意思決定の対象が何かは書いていただいて、その決まったものに従ってやるんだけど、その前提となる提案は受託事業者の創意工夫なのだというところが記載されているとわかりやすいかなと思ったのが1点ですが、その際の実施方針の項

目として挙げられているのが37/107ページの「事業実施方針(対象機関・応募資格・受入大学・募集選考フォーマット・募集選考スケジュールを含む)」ということなのですが、この項目以外にどのくらい受託事業者は創意工夫で何かを提案できるのですか。

○井川原地域調整官 例えばフォローアップとしまして、もう実施されていますけれども、同窓会を実施していこうと。せっかく中国の広大な各地から来られていますので、そういった方々が日本に来られて非常に意義を感じて、対日感情ものすごくよくて、そういった成果がある、そういった人々をコネクティングしていろいろなことで彼らと連携をとっていける体制をつくろうといったものもございますし、そういった意味でもオリエンテーションをやりましょうとか、それから新しい留学生、新規の若手行政官が来られたときにOBとして、もしくはOGとして来て、彼ら自身が会いに行くとか、もしくは横のつながりだけではなくて縦でも連携を保っていこうという工夫も見られます。そういったものも含めてこの募集選考・出願手続きとか、少し堅目の内容以外でもいろいろとアイデアを出す余地がまだあるかなと思っております。

○尾花主査 わかりました。そうすると、入札される方はその事業実施方針を提案した上でお金を計算して札を入れるわけですが、その際に、「いやいやそれではだめです、もっとすごいことをやってください」という決定を意思決定機関がすることはないということですね。

○井川原地域調整官 意思決定機関が、例えばこの入札の範囲で事業体の方々がやっていることに対してそこまで細部にわたって口を挟んでやることはございません。意思決定機関としてはないです。

○尾花主査 わかりました。

○井川原地域調整官 あくまでもこの要項に基づいてなされている分におきましては、彼ら自身は見守る立場でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。よくわかりました。あと、質のところを伺いたいんですが、4/107ページで事業の目的が記載されていて、中国の若手行政官等が学位の取得のみならず語学や日本の文化・経済・社会等をより深く理解することができるプログラムを企画・運営することが大事であると書かれていて、通常こういう目的が質のところに反映されているのがとてもよい実施要項なんですが、おそらくこれは7/107ページの(ウ)の企画・運営の質の確保というところなのかなと思うんですが、そういう理解ですか。

○井川原地域調整官 そうですね。

○尾花主査 では、そこでより、できればせつかく書いた目的がこの質のところでは生かされるような文言になっていけばよいのかなというところと、49/107ページの評価項目の一覧表のところでは、せつかく書いた目的のところよりポジティブに評価される項目が見つけにくかったんですが、そういうものを何かご提案に書かれてもいいのかなと思いました。

○井川原地域調整官 わかりました。

○尾花主査 多分、親日派育成につながる具体的な提案があるかというところがまさにこの目的とリンクするのではないかと思うので。

○井川原地域調整官 そうですね。ここは目的というところで広く目的感として掲げていまして、他方で採点の部分で明示的かつ幅を狭めていくようなところを設けるよりは、この目的は目的で皆さんにしっかりご説明した上で、例えば日程もしくは視察先にしても、いろいろなプログラムの内容についても幅広く考えていただくということで、むしろこの書き方は、そのようにとれるように漠とした形になっていまして、先ほど申し上げましたとおりこの目的そのものを遂行していただくということは何回もご説明しているところでございます。

そして、例えば先ほどおっしゃったとおり、49/107ページで加算点のところでございますが、こういったところは以前ご指摘があった資格要件等はないようにしているんですが、この加算点で、例えば2,000、1,000、1,500等々高い点数をここに設けて、こういった目的を達成するためにできれば知恵を絞っていただきたいということで、こういう形にはしております。

ですから、今主査がおっしゃったようなところはここに盛り込む、もしくは説明会でしっかりと説明をするというところで、どちらになるかちょっと今私も申し上げられませんが、しっかり対応させていただきたいと思っております。

○尾花主査 ありがとうございます。ほかにございますか。では、すみません、自分の勉強のためなんですけれども、一般管理費を御省は6%と提案されているのは、何か内規がございませうか。

○井川原地域調整官 それはうちの省と連動しているわけではないですね。その数字はうちの省内のものとは違います。

○尾花主査 違いますか。委託費で事業をするときには、民間の方は基本的には一般管理

費のところぐらいでしか利益を見込むことができず、非常に関心事かと思えます。実施府省さんによっては10%と入れるところもありますし、非常に民間が入りにくいところの事業は15%とおっしゃる方もいる中で、この6%というのは民間事業者さんはなかなか厳しいのかなとは思っています。

○井川原地域調整官 わかりました。

○尾花主査 これについては御省の方針ですので、意見を申し述べるものではありません。

○井川原地域調整官 今少し聞こえたかもしれませんが、この6%というのは実績の数字でありまして、もちろんそれで評価が分かれるところがあるかもしれませんが、見積もりのところでそこを6%に限定しているわけではございません。

○尾花主査 なるほど。そうすると民間事業者もなかなか入りにくい事業ではありますね。

○井川原地域調整官 民間の方が入りづらいかどうか、ここで答えづらいんですけども、他方でこの内容全般を見ますと、前に申し上げたかもしれませんが、中国の政府等々との関係もございまして、また中国の国情もございまして、なかなか勝手に民間事業団体が、それこそこういう、さっき言った意思決定機関等がなければ動けない国でございますので、そういうところがしっかりありますよというアンブレラがあって、そこでこの要項に基づいて自由にやってくださいということになっておりますので、おっしゃったとおりそういう中で動くのは、ほかの国と違って少し特例の部分があるのかなと感じております。そういった観点からも少し入りづらいところがあるのかもしれません。

○尾花主査 他省の例ですが、入りにくい場合には一般管理費は幾らまでいいですよと記載しているようなものもございまして。

○井川原地域調整官 43/107ページですけれども、管理費として直接経費総額から国際航空運賃を除いた額の10%を上限として計上できると書いておりますので、我々として低く6%ぐらいにしろと言っているわけではございません。

○尾花主査 よくわかりました。ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○中川副主査 成果物の完了報告書なんですけれども、こちらは何かテンプレートをお使いになっていらっしゃるんですか。

○井川原地域調整官 そのものは決まったフォーマットはございません。ただいろいろと、これまでもこういう写真、文、それから表等々を用いて報告書の提示はございます。

○中川副主査 基本、成果物の納品でお支払いということになると思うんですけども、成果物である完了報告書の品質レベルとか内容レベルはかなり事業者さんにとっての負荷

の部分をお占めと思うので、どちらがいいのか検証を要すると思うんですけども、ある程度レベルがわかるように明示したほうがいいのか、あるいはもうそこは、ただ、そうすると上がってきたものが期待値と違っていた場合もあると思うので、その辺はご検討いただきたいと思います。

○井川原地域調整官 わかりました。そのバランスをしっかりとるように検討いたします。

○川澤専門委員 すみません、先ほどの管理費の部分で1点質問なんですけれども、43/107ページで直接経費総額から国際航空運賃を除いた額の10%を上限とされているんですけども、国際航空運賃を除くお考えというか、趣旨はどういうものですか。その考えに沿ってほかの経費が該当するかだけ確認したいので、なぜそれを除くのかお伺いしたいんですけども。

○井川原地域調整官 これは外務省として国際航空運賃を除いた額のことを入れるべしという、我々も指導のとおりやっているんですが、すみません、少しうちのほうで話をしたんですけども、国際航空運賃が実費でかなり変動するものですから、これを入れるとこのパーセンテージもかなり変動してくることもあるので、ここを除いてということで、直接経費の総額をある程度固めてということで我々は今判断しているんですけども。

○川澤専門委員 その意味では、この事業についてはどの大学に留学するかによって、大学の直接経費も変動する。航空運賃を除くというこの決まりは外務省さん全体のものだと思うんですけども、この事業を考えて言えば、同じ条件のもとで大学の直接経費も含まれてくると思いますので、そこは管理費から除くのか、もしくは入札金額の対象外にするのかとか、ほかの経費とのバランスも考えたほうがいいんじゃないかと思いました。以上です。

○井川原地域調整官 わかりました。

○辻専門委員 今の先生の問題意識と類似すると思うんですけども、91/107ページでございます。こちらを拝見すると想定される大学が書かれておりまして、国立大学もあれば私立大学もございます。私立大学の中にもおそらく学費が高かったり安かったりいろいろあるかと思えます。そうすると、やはりいらっしゃる方々がどの大学に入るかという、これはおそらく受託者がコントロールできない事情によって大学の経費が変わってくるのかなという気もするんですけども、このあたりは今回外国からのお客様を呼ぶに当たって学費がフラットに、どの大学も同じになるような仕組みになっているのか、学費に関しては経費が平準化されるような仕組みがあったりするんでしょうか。

○井川原地域調整官 その仕組みそのものがきちんとあるわけではないんですが、おっしゃるとおり実際に大学には私立も国立もあれば、大学によって費用も違いますし、授業料も違います。そういったところはお指摘のとおり、その年によって私立が多い年もあれば国立が多い年もございます。こういった状況につきましては固定されたものでは説明できない、もしくは見えない部分があるものですから、説明会のときに補足説明ということで、精緻な見積もりを求めるのは難しいことはよくわかるんですけども、それでもこういう状況の中でやっていただくということを説明していくことで今考えております。この想定大学は、過去の実績から見てかなり実績のある大学であり、かつ学費もそれなりに高いところでございます。そういった一つ一つの事例なども紹介しながら説明会で説明させていただこうと考えております。

○尾花主査 すみません、最後にこの事業を実施できそうなプレーヤーは市場にどのくらいいるとお考えになっておられますか。

○井川原地域調整官 これは、これまでヒアリングに来られたところも考えれば、例えば旅行会社関係者さん、実名は出しませんが、1者ではございませんし、関心のあるところではございました。それから一般社団法人も来られました。私も初めて聞く名前のところもございましたので、どれだけ可能性があるかという個別具体的な数字は出せないんですが、実績から見るとそう多くはないのかなという気もするんですが、では1者2者に限られるのかということ、そうでもないような気がいたします。すみません。

○尾花主査 わかりました。そうすると5/107ページの2つの資格要件のいずれかを満たせる事業者が市場に何者かはいるとお考えになっていると。

○井川原地域調整官 そうですね。

○尾花主査 わかりました。

○井川原地域調整官 ただ、そう多くはないかもしれませんが。全て満たすというのは、これまでの経験がそこまである事業者がどこまであるか私も見えませんが、他方で、今、日中関係はかなり幅広く交流が進んでおりますので、我々が思っている以上に経験者がこの市場にはいらっしゃると思うんですね。もしくは事業体もいらっしゃると思うので、そういった方々には強く期待したいなと思っています。

○尾花主査 いいですか。それでは本実施要項案の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特段ございません。

○尾花主査 それでは、本実施要項案につきましては本日をもって小委員会の審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項案の取り扱いや管理委員会への報告資料の作成については私に一任していただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○尾花主査 ありがとうございます。今後実施要項案の内容等に何か疑義が生じた場合には事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日は長時間どうもありがとうございました。

○井川原地域調整官 どうもありがとうございました。

(外務省退室)

— 了 —